

相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所設置条例施行規則

(平成24年5月制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所設置条例(平成23年相楽郡広域事務組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(診療時間)

第2条 相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所(以下「診療所」という。)の診療時間は、午前9時から午後1時までとする。ただし、代表理事が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(診療申込)

第3条 条例第5条に規定する診療申込みは、診療申込書(別記様式第1号)に必要な事項を記入し行わなければならない。

(診療費の後納)

第4条 条例第7条第1項ただし書の規定により後納できるのは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 診療の結果ただちに診療費を算定し難いとき。
- (2) 診療費を即時払い難い事情があると認められるとき。
- (3) その他

(手数料)

第5条 条例第8条に規定する手数料の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 死亡診断書 1通につき 2,000円
- (2) 前号以外の診断書 1通につき 1,000円
- (3) 証明書 1通につき 500円
- (4) その他の文書 1通につき 500円

(減免)

第6条 条例第9条に規定する減免を受けようとする者は、診療費減免申請書(別記様式第2号)を代表理事に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に代表理事が定める。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

診療申込書(問診票)

平成 年 月 日					
ふりがな			性別	生年月日	年齢
患者氏名			男・女	明・大・昭・平	満 才
				年 月 日	(月)
住所	〒				
電話番号	(自宅)			(携帯)	
かかりつけの病院名	() 病院	() 医院	() 診療所	() クリニック	
当診療所で受診されたことがありますか。			有	無	
(有)の方、それは1か月以内ですか。			はい	いいえ	
受診理由	1.発熱 2.咳(せき) 3.頭痛 4.発疹 5.腹痛				
	6.下痢 7.吐き気 8.その他()				
今までに、しっしんやじんましん、喘息(ぜんそく)にかかったことがありますか。				ある	ない
今までに、けいれん(ひきつけ)をおこしたことがありますか。			ある	ない	
又、その時の病名は			病名		
薬をのんで皮膚に発疹ができたり、注射で特に具合の悪くなったことがありますか。			ある	ない	
			その薬は		
			熱さまし、ペニシリン、抗生物質 予防注射、血圧をさげる薬		
			その他()		
今、何かの病気でお医者さんにかかっていますか。			かかっている	いない	
			その病名は		
そして何かお薬をもらっていますか。			もらっている	いない	
もらっておられる場合は薬名を記入ください。					
今までに何か重い病気(手術・長期入院等)にかかったことがありますか。			ある	ない	
			それはいつごろ		
子供のときにかかった病気はありますか。			その病名は、はしか、風疹、 水ぼうそう、おたふくかぜ、 その他()	ない	
今、妊娠していますか。(女性の方)			している・わからない	いない	
			()ヶ月		
今までにうけた予防注射 (中学生以下の方のみ記入)			MR(風疹、はしか)、破傷風		
			BCG、ポリオ(小児まひ)、		
			二種混合(破傷風、ジフテリア)		
			三種混合(百日ぜき、破傷風、ジフテリア)		
子供の体重				kg	
体温				度	分
太枠内は記入しないでください。					

診療費減免申請書 No.
(手数料)

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合代表理事 様

申請者	住 所
	氏 名 印

下記の理由により診療費(手数料)の免除を申請します。

記

(理由)